

保護者（親権者または後見人）以外の方が同伴するときは必ずこの委任状を接種医療機関に提出してください

新型コロナウイルスワクチン予防接種 委任状

令和 年 月 日

紀美野町長

私は、下記の者に本日の予防接種に関する一切の権限を委任します。

接種対象児

保護者自署

住 所 紀美野町

記

受任者名（同伴者）

接種対象児と受任する人との続柄

16歳未満の方が予防接種を受ける場合は、保護者が同伴することが原則となっていますが、保護者のやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受ける方の健康状態をよく知っている祖父母などの親族が同伴し、接種を受けることができます。その場合、保護者の委任状が必要となります。
※委任状の提出がない場合は、接種できませんのでご注意ください。